

第2章 行政機構

1 総論

平成26年度の機構・定員については、「平成26年度における機構・定員等の要求について」（平成25年8月8日総管査第273号）において、その要求に当たっては、「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成25年8月8日閣議了解）において、「義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る」とされたことを踏まえ、また、行政事業レビューによる点検結果や政策評価結果も適時的確に活用し、徹底した業務の見直しによる行政の重点化・効率化に取り組むこととされた。

具体的には、機構については、独立行政法人を含め、既存機構の合理的再編成により対処することとし、定員については、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続に対応するとともに、現下の重要課題に適切に対応しつつ、厳しく業務の見直しや効率化に取り組んでいく必要があるため、「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）に基づき、定員合理化を行っていくとともに、増員要求に当たっては、東日本大震災からの復興関連など時限のもの等を除き、前年度要求数を相当程度下回るよう、厳しく抑制することとされた。

こうした中で、農林水産省の平成26年度の組織・定員については、「攻めの農林水産業」の推進等の現下の政策課題に的確に対応するために以下のとおり措置した。

ア 「攻めの農林水産業」の推進体制の充実（77人）

- ・ 食産業のグローバル展開の促進
- ・ 農林水産物・食品の高付加価値化の推進
- ・ 生産現場の強化

イ 動植物検疫・漁業取締体制の強化（57人）

- ・ 動物検疫所及び植物防疫所の体制の強化
- ・ 外国漁船等の監視・取締体制の強化

ウ その他の体制整備（29人）

- ・ 国際交渉への的確な対応
- ・ 東日本大震災・福島原発事故からの復興の着実

な推進

- ・ 情報セキュリティ体制の強化等

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第6号）による改正（平成26年4月1日施行）

「奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が、平成26年3月31日から平成31年3月31日に延長された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第92号）による改正（平成26年4月1日施行）

食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計が統合されるとともに、特別会計内の勘定の統廃合等が行われた。

イ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成26年政令第109号）による改正（平成26年4月1日施行）

統計部管理課から大臣官房評価改善課に「農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること。」の事務が移管された。

ウ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第134号）による改正（平成26年4月1日施行）

「奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を暫定的に農村振興局の所掌事務とする期限が、平成26年3月31日から平成31年3月31日に延長された。

エ 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第269号）による改正（平成26年11月25日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 消費・安全局

消費・安全局及び畜水産安全管理課の所掌事務を変更。

b 生産局

畜産企画課の所掌事務を変更。

(イ) 施設等機関関係

動物医薬品検査所の所掌事務を変更。

オ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第159号）による改正（平成27年3月31日施行）

「半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を暫定的に農村振興局の所掌事務とする期限が、平成27年3月31日から平成37年3月31日に延長された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第26号）による改正（平成26年4月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

① 地方課に人事企画調整官を新設。

② 評価改善課に情報室を新設。

(b) 統計部

① 管理課情報室、首席情報企画官及び情報企画官を廃止。

② 統計企画管理官に首席情報企画官及び情報企画官を新設。

(d) 消費・安全局

農産安全管理課に農薬国際審査官を新設。

(e) 食料産業局

① 企画課に消費税転嫁対策官及び高度化基盤整備専門官を新設。

② 新事業創出課に知的財産専門官を新設。

③ 産業連携課に海外展開・輸出戦略室及び海外輸入規制対策室を新設し、海外展開・輸出促進室を廃止。

(f) 生産局

農産企画課会計室の所掌事務を変更。

(g) 経営局

① 総務課に消費税転嫁対策官を新設。

② 農地政策課農地業務室の所掌事務を変更。

b 準課長級省令職の新設

部局名 名称 所掌事務

大臣官房 情報室 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進。農林水産省の保有する情報の安全の確保。農林水産省の保有する個人情報の保護。

食料産業局 海外展開・輸出戦略室 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案（海外輸入規制対策室の所掌に属するものを除く。）。食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動。

海外輸入規制対策室 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 植物防疫所

名古屋植物防疫所衣浦出張所及び清水支所蒲郡出張所を廃止。

(b) 動物検疫所

川崎出張所を新設。

(ウ) 本省地方支分部局

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 総務部

総務部及び総務課の所掌事務を変更。

② 経営・事業支援部

経営・事業支援部の所掌事務を変更。

農地政策推進課の所掌事務を変更し、農地集積指導官を新設。

③ 農村計画部

土地改良管理課に農地集団化推進官を新

- 設。
- ④ 統計部
統計部の所掌事務を変更。
調整課の所掌事務を変更し、情報調整官を廃止。
統計企画課の所掌事務を変更し、情報調整官を新設。
- (b) 事務所・事業所
津軽農業水利事務所の次長及び用地課、管理課、調査設計課、施設機械課、用地専門官、技術専門官、小田川農業水利事業建設所並びに大和紀伊平野農業水利事務所天理支所を廃止する等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。
- (c) 北海道農政事務所
① 企画調整室を新設。
② 庶務課の所掌事務を変更。
③ 農政推進部並びに農政推進課及び経営・事業支援課の所掌事務を変更。
④ 統計部
統計部の所掌事務を変更。
調整課の所掌事務を変更し、情報調整官を廃止。
統計企画課の所掌事務を変更し、情報調整官を新設。
- (エ) 林野庁関係
a 組織の改正等
企画課に消費税転嫁対策官を新設。
- (オ) 水産庁関係
a 組織の改正等
(a) 漁政部
① 水産経営課に消費税転嫁対策官を新設。
② 加工流通課に水産物貿易交渉官を新設。
(b) 資源管理部
① 管理課に首席漁業監督指導官及び情報分析管理官を新設。
② 漁業調整課に国際漁業管理官を新設。
(c) 増殖推進部
栽培養殖課に養殖国際専門官を新設。
(d) 漁港漁場整備部
整備課に漁港漁場防災・減災技術専門官を新設。
- b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
水産庁	首席漁業監督指導官	漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行い、当該の事務を総括する。

イ 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（平成26年農林水産省令第58号）による改正（平成26年11月25日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 消費・安全局

農産安全管理課水産安全室及び動物医薬品安全専門官の所掌事務を変更。

(b) 生産局

畜産企画課畜産総合推進室の所掌事務を変更。

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 動物医薬品検査所

① 企画連絡室

企画連絡室並びに企画調整課、審査調整課及び技術指導課の所掌事務を変更。

② 検査第一部

検査第一部の所掌事務を変更。

(ウ) 本省地方支分部局

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 消費・安全部

消費・安全部及び安全管理課の所掌事務を変更。

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）に基づき、定員合理化が行われる一方、増員については、政府の重要課題に適切に対応できる体制を整備しつつ、全体として増員を抑制される中で、農林水産省において163人の新規増が認められた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引
-----	-----	-----	----

本省	16,919人	16,617人	▲302
林野庁	4,944人	4,879人	▲65
水産庁	870人	883人	+13
計	22,733人	22,379人	▲354

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減のため、平成26年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成26年政令第76号）
- イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第25号）